

税のお知らせ

「年末調整等説明会」を開催します

令和元年分の年末調整等説明会について、給与の支払者である事業者を対象に、次のとおり開催します。

なお、同日、同会場において、引き続き「消費税の軽減税率制度に関する説明会」を開催します。



■対象市町村

名寄市・下川町

■開催日時

11月18日(月)  
午後1時～午後3時  
(受付開始12時30分)

■会場

名寄市民文化センター  
ENRIREYホール  
(名寄市西13条南4丁目2番地)

「消費税の軽減税率制度に関する説明会」を開催します

「消費税の軽減税率制度」に関する説明会について、全ての事業者を対象に、次のとおり開催します。

内容は、①軽減税率制度(軽減対象品目、帳簿・請求書等の記載方法、税額計算など)の概要、②区分経理(記帳)から消費税申告書作成までの流れについての予定です。

■対象市町村

名寄市・下川町

■開催日時

11月18日(月)  
午後3時10分  
～午後3時40分  
(受付開始午後3時)

■会場

名寄市民文化センター  
ENRIREYホール

※会場の収容人数には限りがございます。

満席の際には、会場に入場できない場合がありますので予めご了承ください。

※日程のご都合がつかない場合等、対象市町村以外の会場への出席も可能です。

ご不明な点は、名寄税務署へお問い合わせください。

10月以降「名寄税務署」への書類の提出方法が変わります

現在、国税庁では、小規模な税務署(「対象署」と言います。)の内部事務を近隣のより大きな規模の税務署(「中心署」と言います。)で集中的に処理する「内部事務の集中化」の施策を実施しており、令和元年10月から、「旭川中税務署」を中心とするグループに「名寄税務署」が対象署として追加され

ます。ご留意いただきたい事項については、次のとおりです。

●この取組は、納税者の皆様の所轄税務署を変更するものではありません。

●納税証明書の交付や現金領収、面接による相談等の窓口業務は、従来どおり対象署(名寄税務署)で行います。

●申告書や申請書・届出書等の書類の提出先は次のとおりとなります。

窓口で提出する場合：中心署または所轄の税務署(対象署)  
送付する場合：中心署

※中心署：旭川中税務署  
宛先：〒078-8057  
旭川中税務署内申告書等集中処理担当部署(名寄税務署)  
(「事業所個別郵便番号」のため、住所は記載不要です。)

●中心署において收受する書類の控えには「札幌国税局管内税務署集中処理担当」と表示した收受日付印を押す必要があります。

●電子申告(e-TAX)は、従来どおり対象署(名寄税務署)に送信してください。

●ご不明な点は、名寄税務署までお問い合わせください。

■お問い合わせ

名寄税務署 調査部門

☎01654-212496

(直通)

